

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および 適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2025年11月17日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 國際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会ほか）
- ・グリーンローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているグリーンローンに融資しています。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会）
- ・気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているグリーンボンドに投資しています。
なお、サステナビリティボンドについては、リスク管理部門において、
グリーンプロジェクトへの寄与分を確認しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ローンに融資しています。また、融資実行後も、お客様から気候変動対応に紐づく評価指標の達成状況について報告を受けています。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
- ・気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資しています。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・当該案件の業界にかかるロードマップ

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブックに挙げられる4つの要素（「発行体のクライメート・トランジション戦略とガバナンス」「ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ」「科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略」「実施の透明性」）に適合した投融資であることを、外部評価を参考に確認しております。外部評価を受けていない投融資に関しては、発行案内や目論見書、IR情報等にもとづき、適合性を確認しております。

ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しております。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

次のいずれかに資金使途が限定され、環境影響評価法その他の関連法令に従って、環境に対するネガティブな影響に対処している投融資であること。

- ・「グリーンローンガイドライン」（環境省）又は「サステナビリティ・

- 「リンク・ローンガイドライン」（環境省）に定めるグリーンプロジェクトに該当する事業への投融資
- ・経済産業省が実施する省エネルギー設備投資に係る利子補給制度への融資
 - ・環境省が実施する地域脱炭素融資促進利子補給事業への融資
 - ・ZEH 住宅またはLCCM 住宅を対象とした住宅ローン

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、ALM 委員会において、上記(1)の基準を策定しています。また、当該基準への適合性については、リスク管理部門が検証しています。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- 「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（資金使途が限定されていない融資）
- 以下の4つの要件をすべて満たす融資であること
- ①「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
 - ②融資先が気候変動対応に紐づいたKPIを設定していること
 - ③融資の実行期間中、融資先自身がKPIの達成状況を年1回以上確認し、開示すること
 - ④融資先のインパクト評価およびその結果の開示を行う仕組みの構築が、ポジティブ・インパクト・ファイナンスとして、独立した第三者機関による外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、ALM 委員会において、上記(1)の基準を策定しています。また、ポジティブ・インパクト・ファイナンスとしての適合性については、独立した第三者機関による外部評価を受けているものを対象として

おります。

3. 類型その3

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「フォレストライク」

取引先の脱炭素経営実現に向けた取り組みを支援することを目的とした当行独自の融資商品。融資先の GHG 排出量削減に係る KPI を設定し、融資先の事業年度に沿って約 3 年間（半年毎全 5 回）のモニタリングを行う。対象投融資は、このモニタリング期間中のものとする。

(2) 上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、ALM 委員会において、上記（1）の基準を策定しています。また、融資にかかる当該基準への適合性については、法人ソリューション部が確認しております。

本商品は、融資実行後、融資先の事業年度に沿って約 3 年間（半年毎全 5 回）モニタリングを行い、KPI 達成に向けた取り組み状況を確認することとしているほか、融資先の気候変動対応に資する取り組みを推進する仕組みとして、取り組み状況のフォローアップや年間評価、GHG 削減に向けたコンサルティングを行うこととしており、日本格付研究所（JCR）から、当該仕組みの適切性についての外部評価を取得しています。

4. 類型その4

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下の要件を全て満たす融資であること

- ・融資先が気候変動対応に紐づいた目標を設定していること。
- ・融資の実行期間中、融資先に対して、気候変動対応への取り組み状況の評価およびそれに基づくエンゲージメントを行うこと。
- ・融資の実行期間中、融資先の気候変動対応に資する取り組みの状況について年1回以上確認すること。
- ・融資先の気候変動対応に資する取り組みを推進する仕組みの適切性についての外部評価を取得していること。

(2) 上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、ALM委員会において、上記（1）の基準を策定しています。また、当該基準への適合性については、リスク管理部門が検証しています。

当行以外の金融機関がアレンジャーとなって行う融資にシンジケート・ローン形式で参加する場合は、アレンジャー等が行うエンゲージメントの内容を関係部署において確認しています。

以上